

岡山県公報		発行 岡山県	
			
目次		目次	
担当課（室）		担当課（室）	
○ 岡山県庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【規則】 ○ 岡山県庁消防団規程の廃止 岡山県庁消防団等に関する規程 （以上県例規集登載） 【合同訓令】 ○ 救急病院の認定 道路の区域変更 道路の供用開始 【公告】 ○ 一般競争入札の実施 公共測量の終了 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 〃		財産活用課 〃 〃 医療推進課 道路整備課 〃 危機管理課 監理課 建築指導課 〃	

◎岡山県規則第六十号

岡山県庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則

岡山県庁舎防火・防災管理規則（平成二十七年岡山県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「（以下）」を「、岡山県庁分庁舎消防団及び岡山県庁小橋町庁舎消防団（以下）」に、「いう」を「総称する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 岡山県訓令
- 岡山県人事委員会訓令
- 岡山海区漁業調整委員会訓令
- ◎岡山県監査委員訓令 第一号
- 岡山県議会訓令
- 岡山県企業訓令
- 岡山県教育委員会訓令
- 岡山県警察訓令

庁中一般
労働委員会事務局
人事委員会事務局
海区漁業調整委員会事務局
監査事務局
議会事務局
企業局
教育局
警察本部

岡山県庁消防団規程

平成二十二年

- 岡山県訓令
- 岡山県人事委員会訓令
- 岡山海区漁業調整委員会訓令
- 岡山県監査委員訓令 第一号
- 岡山県議会訓令
- 岡山県企業訓令
- 岡山県教育委員会訓令
- 岡山県警察訓令

は、廃止す

る。

令和七年九月十六日

- 岡山県知事 伊原木 隆太
- 岡山県人事委員会委員長 安田 寛
- 岡山海区漁業調整委員会会長 井本 瀧雄
- 岡山県代表監査委員 榎尾 俊之
- 岡山県議会議長 遠藤 康洋
- 岡山県公営企業管理者 片山 誠一
- 岡山県教育委員 藤 陽代
- 岡山県警察本部長 工藤 陽代

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

- 岡山県訓令
- 岡山県人事委員会訓令
- 岡山県漁業調整委員会訓令
- ◎岡山県監査委員訓令第一号
- 岡山県議会訓令
- 岡山県企業訓令
- 岡山県教育委員会訓令

岡山県庁消防団等に関する規程を次のように定める。
令和七年九月十六日

岡山県庁消防団等に関する規程

(目的)

第一条 岡山県庁消防団、岡山県庁分庁舎消防団及び岡山県庁小橋町庁舎消防団（第三条第二項から第四項まで及び第十一条並びに別表を除き、以下「消防団」と総称する。）は、火災、地震その他非常事態の発生に際し、庁舎（岡山県庁庁舎管理規則（平成八年岡山県規則第三十三号。第三条第一項において「規則」という。）第二条第一号に規定する庁舎をいう。以下同じ。）及びその敷地内（以下「庁内」という。）の建物その他一切の施設を防護し、併せて庁内の保安を維持することを目的とする。

(本部の位置)

第二条 消防団は、本部を総務部財産活用課内に置く。ただし、事態の状況により本部を財産活用課内に置き難いときは、その都度これを示す。

(組織)

第三条 消防団は、職員（規則第二条第四号に規定する職員をいう。第四条第三項において同じ。）をもって組織する。

2 岡山県庁消防団の定数は、次のとおりとする。

一 団長 一名

岡山県知事	伊原 隆太
岡山県人事委員会委員長	安田 寛
岡山県漁業調整委員会会長	井本 瀧雄
岡山県代表監査委員	榎本 俊之
岡山県議会議長	遠藤 康洋
岡山県公営企業管理者	片山 誠一
岡山県教育委員会	育 員 会
庁中一般	庁中一般
労働委員会事務局	労働委員会事務局
人事委員会事務局	人事委員会事務局
海区漁業調整委員会事務局	海区漁業調整委員会事務局
監査事務局	監査事務局
議会事務局	議会事務局
企業局	企業局
教育一般	教育一般

- 二 副団長 一名
- 三 本部主任 一名
- 四 分団長 一五名
- 五 副分団長 一五名
- 六 本部員 若干名
- 七 分団員 三五〇名以内

3 岡山県庁分庁舎消防団の定数は、次のとおりとする。

- 一 団長 一名
- 二 副団長 一名
- 三 本部主任 一名
- 四 分団長 一名
- 五 副分団長 一名
- 六 本部員 若干名
- 七 分団員 七〇名以内

4 岡山県庁小橋町庁舎消防団の定数は、次のとおりとする。

- 一 団長 一名
- 二 副団長 一名
- 三 本部主任 一名
- 四 分団長 一名
- 五 副分団長 一名
- 六 本部員 若干名
- 七 分団員 三〇名以内

(任命)

第四条 団長は総務部長、副団長は財産活用課長、本部主任は財産活用課庁舎管理班の事務を総括する者をもって充てる。

2 分団長、副分団長及び分団員は、団長が任命する。

3 本部員は、財産活用課に勤務する職員をもって充てる。

(分掌事務)

第五条 団長は、団務を総理する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときは、これを代理する。

3 副団長に事故があるときは、本部主任がこれを代理する。

第六条 本部主任は、団長の命を受け消防団の庶務をつかさどる。

(組織及び任務分担)

第七条 消防団の組織及び任務分担については、別表のとおりとする。

(伝達方法)

第八条 火災、地震その他非常事態が発生したときは、庁内放送又は口頭により伝達するものとする。

(団員の任務)

第九条 団員は、火災、地震その他非常事態の発生を知ったときは、直ちに所定の任務につき、有効かつ適切に消火活動等を行わなければならない。ただし、状況により急を要する場合は、自己の判断に基づき緊急の措置を講ずるものとする。

(服装)

第十条 団員は、団務に服する場合、別記様式の腕章を左腕に着用しなければならない。ただし、前条ただし書の規定による措置を講ずる場合は、この限りでない。

(特別組織)

第十一条 火災、地震その他非常事態の発生に際し、庁内の保安を維持することを目的として特別消防団を組織する。

2 特別消防団の組織及び団員の服務等に関しては、団長が別に定める。

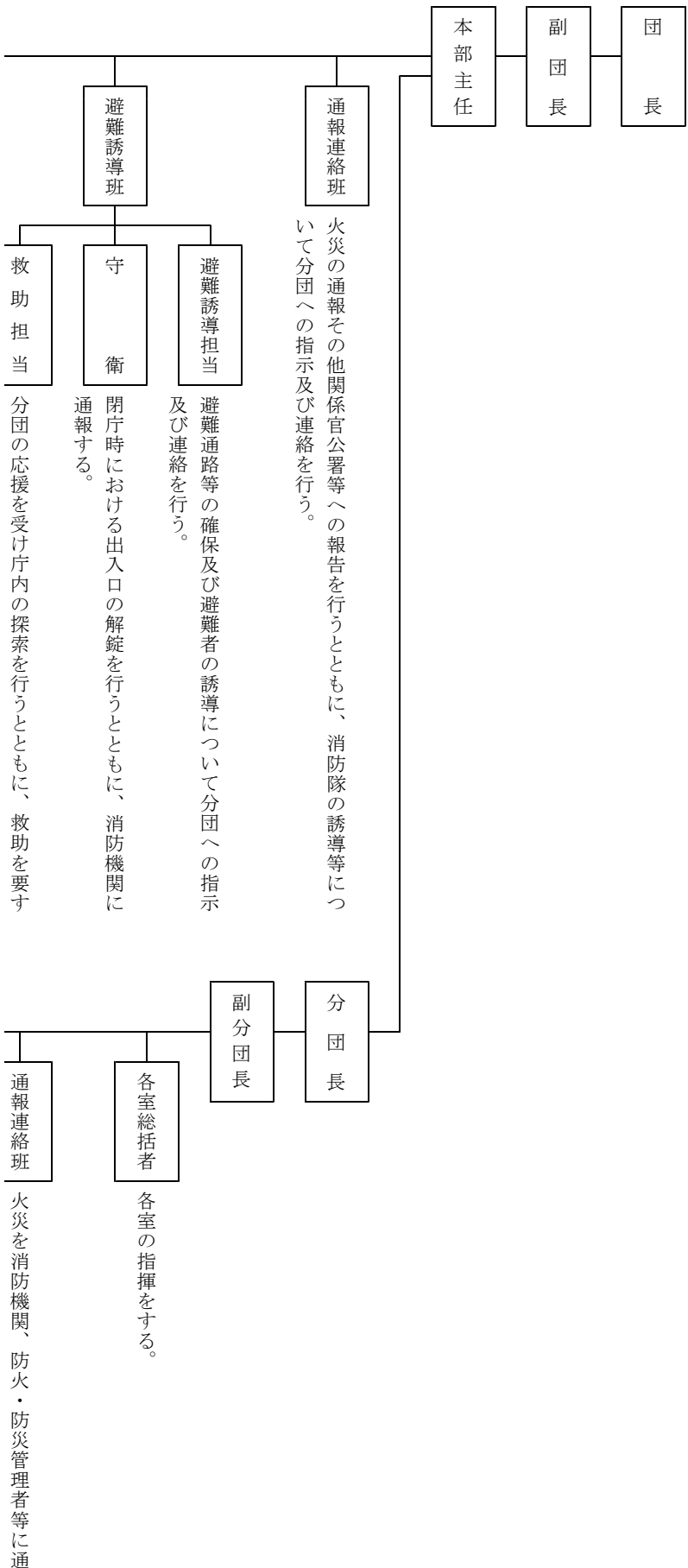
附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

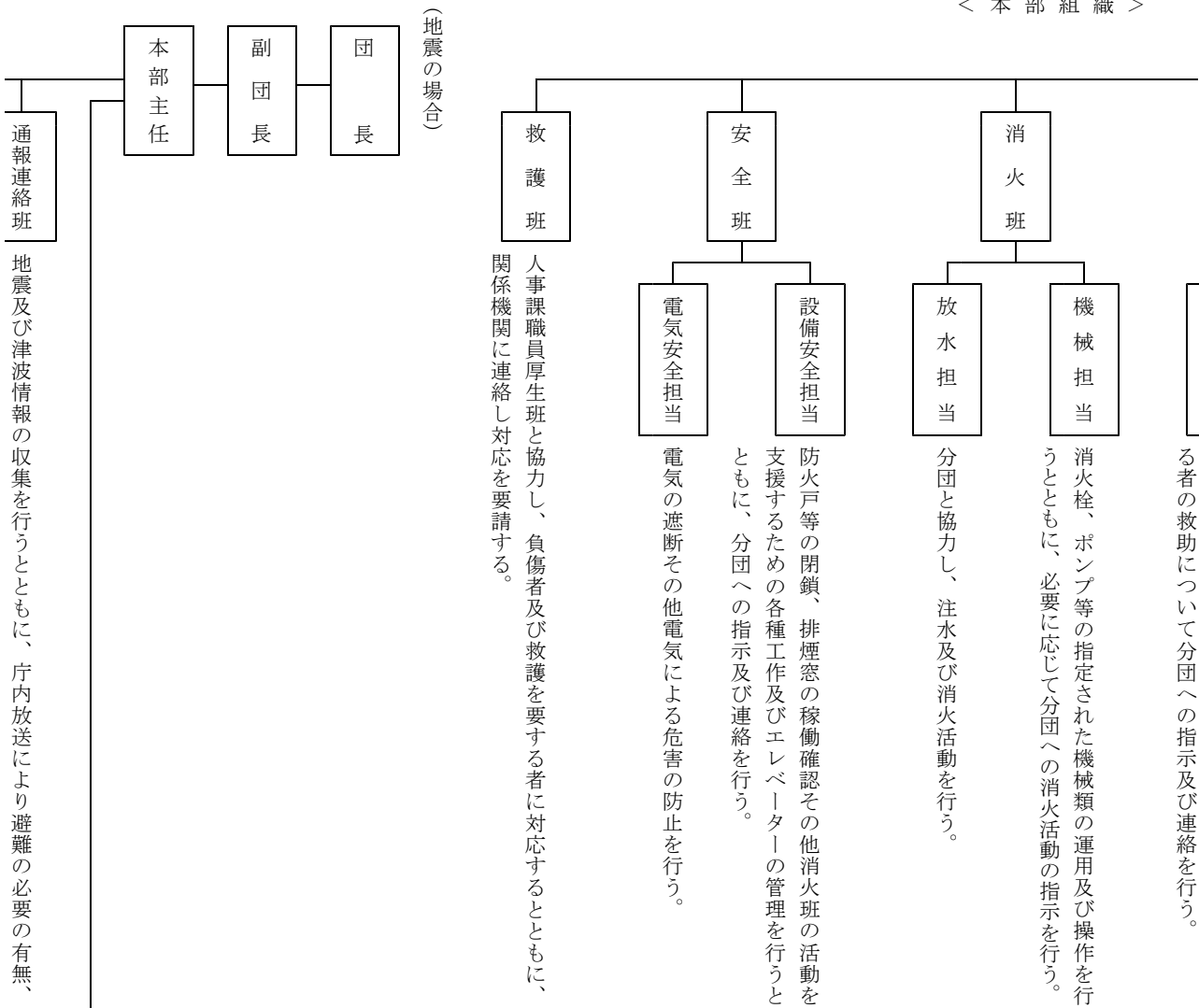
別表 (第七条関係)

組織表

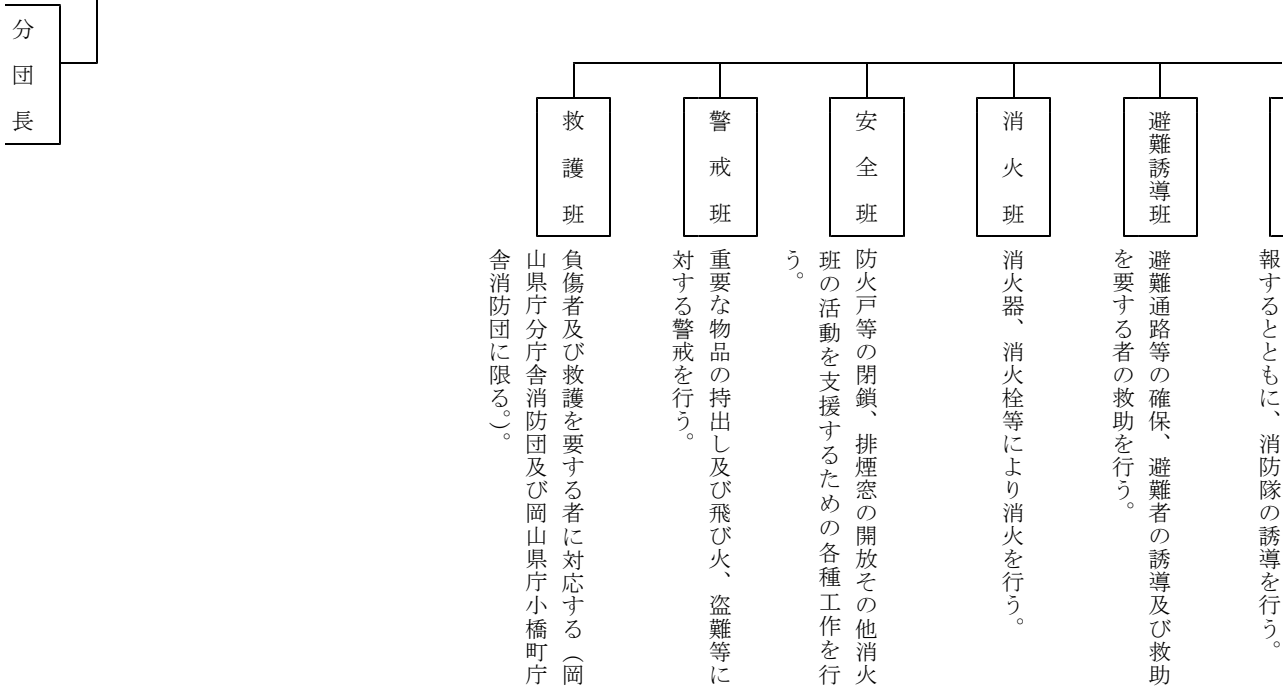
(火災の場合)



< 本部組織 >

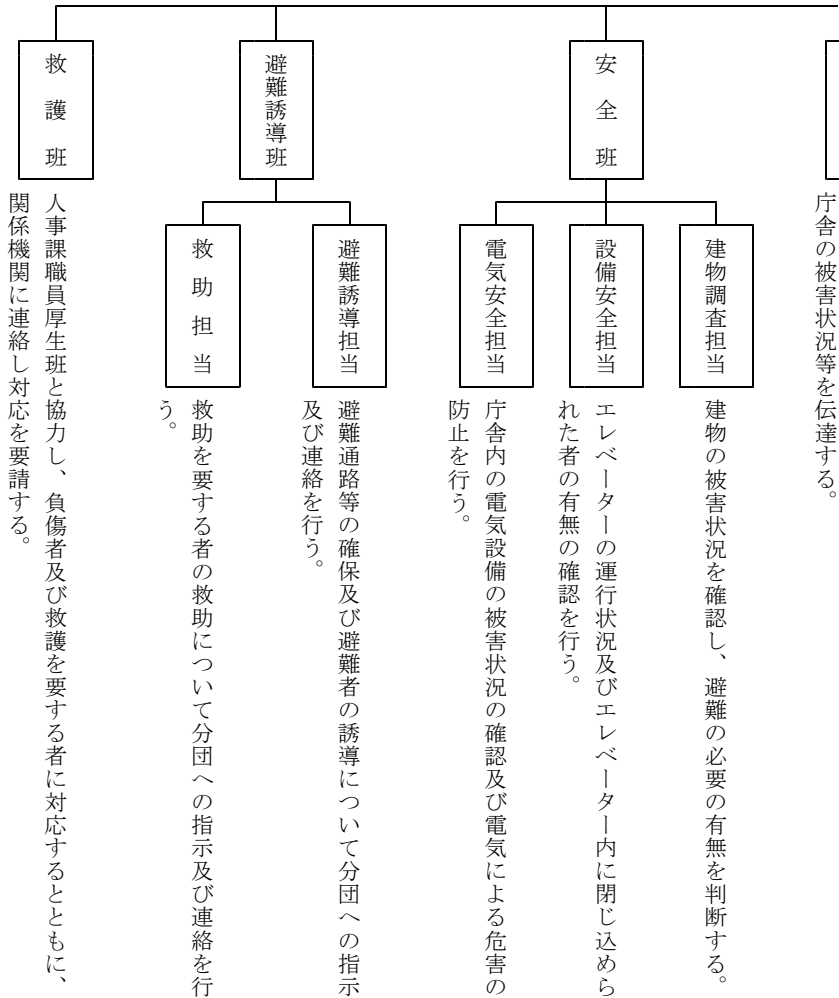


< 分団組織 >

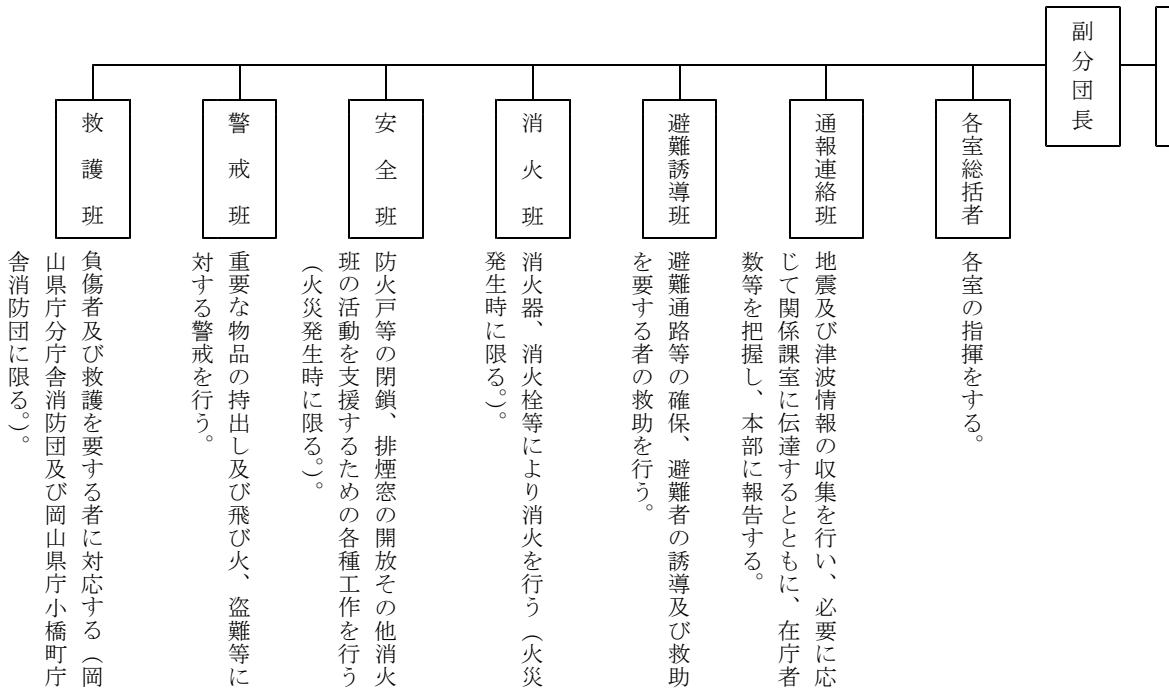


別記様式
一〇センチメートル

< 本部組織 >



< 分団組織 >



岡山県庁消防団	
腕章は、次の地色に黒文字とし、団長、副団長、本部主任、分団長及び副分団長は、その職名を記入し、その他の者は、班名を記入するものとする。	
団長、副団長及び本部主任	黄色
分団長及び副分団長	緑色
本部通報連絡班及び分団通報連絡班	水色
本部避難誘導班及び分団避難誘導班	青色
本部消火班及び分団消火班	赤色
本部安全班及び分団安全班	橙色
本部救護班及び分団救護班	桃色

◎岡山県告示第四百三十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和七年九月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 病院の名称及び所在地
 - 1 名称 児島聖康病院
- 2 所在地 倉敷市児島下の町一丁目一―一六
- 二 認定年月日 令和七年九月十四日
- 三 認定の有効期限 令和十年九月十三日

◎岡山県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八〇号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
新見市新見字下堀田一八九番一地内		新	九・四〇 一・〇	二五・七
新見市新見字下堀田一八九番一地内		旧	九・四〇 九・七	二五・七

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新見日南線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
新見市西方字カモン七五八番一地先から新見市西方字杉ノハナ七五七番九地先まで		新	五・三〇 一四・八	五五・〇
新見市西方字カモン七五八番一地先から新見市西方字杉ノハナ七五七番九地先まで		旧	四・七〇 五・四	五五・〇

一	道路の種類	県道
二	路線名	安井津山線
三	道路の区域	

	久米郡美咲町宮山字虬八五番一地内	区 域
旧	新	新旧別
八・九〇 一九・〇	一四・〇〇 二〇・七	幅員 (メートル)
五四・六	五四・六	延長 (メートル)

◎岡山県告示第四百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	一八〇号	新見市新見字下堀田一八九番一地内	令和七年九月十六日
県道	新見日南線	新見市西方字カモン七五八番一地先から 新見市西方字杉ノハナ七五七番九地先まで	
県道	安井津山線	久米郡美咲町宮山字虬八五番一地内	

〔四一九〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和七年九月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県高度防災情報ネットワーク整備事業一斉指令システム整備業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和7年岡山県告示第186号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、業務種目の大分類が「8 情報・通信サービス」であり、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部デジタル推進課

電話 (086) 226－7264

(2) 申請期限

令和7年10月7日(火) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県危機管理課

電話 (086) 226－7293

FAX (086) 225－4559

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和7年9月16日(火) から同年10月7日(火) まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付方法

岡山県危機管理課ホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/12/>)からダウンロードすること。ただし、仕様書については(1)の場所にて交付する。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵送等(書留郵便又は信書便によるもの)に限る。以下同じ。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年10月27日(月) 午前10時

ただし、郵送等による場合にあつては、令和7年10月24日(金) 午後4時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁地下1階用度課入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書等入札説明書で指定する添付書類を令和7年10月7日(火) 午後4時までに、4(1)の場所へ提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the service to be procured :

Okayama Prefecture Advanced Disaster Prevention Information Network
Development Project Simultaneous Command System Development and Maintenance
Work

(2) Contract period :

From the contract start date through March 31, 2028

(3) Time limit for tender :

Tenders submitted in person: 10:00 A.M. 27 October, 2025

Tenders submitted via post: by 4:00 P.M. 24 October, 2025

(4) Contact point for the notice :

Okayama Prefecture Crisis Management Division,
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL: (086) 226-7293

〔四二〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年九月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

玉野市山田地内	測 量 区 域
公共測量（三級基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年八月二十二日	終 了 年 月 日

〔四二一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年九月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字岡ノ下九一四番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一二二五番地一グラントートI二〇七号室

岡崎 拓哉

岡崎 佳歩

三 許可年月日及び許可番号

令和七年七月二十二日岡山県指令建指第八六号

〔四二二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年九月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字川田三二九番一、三三〇番一、三三〇番六、三三〇番七、字野宮六

九三番二

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市井手七六一番地

有限会社 太田商店

代表取締役 太田 健一

三 許可年月日及び許可番号

令和七年八月十八日岡山県指令建指第一〇四号